

健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）（原案）への意見及び市の考え方

1 募集期間：令和5年12月18日（月曜日）から令和6年1月26日（金曜日）

提出件数：4人13件

提出方法：意見募集専用フォーム4人、ファクス0人、郵送0人、窓口持参0人

2 意見の要旨及び市の考え方

取扱区分：A（原案を修正します）：1件、B（ご意見を踏まえ取組を推進します）：4件、

C（原案に盛り込まれています）：2件、D（原案のとおりとします）：6件

番号	該当箇所	頁	市民からの意見（原文）	取扱区分	市の考え方
1	計画全般	一	自殺対策を大きな柱の一つとして取り出したことは昨今の社会情勢からみて当然のことであり、むしろ遅かったとも感じるが、今回の柱立ては評価できる。	C	国や県の新たな動向、本市の健康及び食育を取り巻く現状・課題を踏まえ、「母子保健計画」、「健康増進計画」、「食育推進計画」及び「自殺対策計画」を一体的に推進する新たな計画として、「健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」を策定しましたので、令和6年度から4計画を一体的に推進していきます。
2	第8章 自殺対策計画	101	市民に直接名乗るわけではないだろうが、行政内部の用語「ゲートキーパー」という呼称使用に違和感を感じる。追い込まれ希望を失い相談に来る市民と、その市民に対応する行政との間に大きな温度差がある。たとえば「命・なやみの相談員」とか分かりやすい日本語で対応体制を整えるべきだ。横文字使ってイキがってんじゃねえよ、って私なんかは思ってしまいますので。	D	「ゲートキーパー」は、我が国のみならず海外でも、自殺対策の分野でも広く使用されている用語、概念であって、WHO（世界保健機関）を始め、多くの国々で使用されています。 悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要で、1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただきたいと考えています。専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることからまずは、行動を起こしていくよう、計画を推進していきます。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見（原文）	取扱区分	市の考え方
3	第8章 自殺対策計画	98 ～ 105	芦屋の小学校でも深刻ないじめがありました。学校、教育委員会などとの連携を緊密にしていただきたいと望みます。	B	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けたこどもが周囲に助けを求められるよう、今まで以上に緊密に学校、教育委員会との連携を図ってまいります。
4	第8章 自殺対策計画	98 ～ 105	誰もが経済事犯の被害者になりかねない世の中です。逆に言えば、経済事犯の加担者にも簡単になってしまう世の中です。被害者のみならず、加害者も罪の意識にさいなまれ自殺を考えないとも限りません。警察との連携も密にしていただきたいと思います。	C	経済事犯防止については、既に取り組んでおりますが、自殺対策についても、計画を推進する中で関係機関との連携強化に努めていきます。
5	第8章 自殺対策計画	98 ～ 105	相談に訪れる市民は打ちひしがれふさぎ込んだ方ばかりとは限りません。中には筋違いの恨みやお門違いの立腹、見当違いの被害妄想などで道連れや巻添えを目論むなど危険な相談者が来庁することも想像できます。相談窓口の安全確保、危機管理はしっかり準備していただきたいと思います。	B	阻害要因の課題が複雑・深刻化する前に、地域において「生きる支援」に関連する居場所づくりや様々な負担の軽減、相談窓口の設置等の支援体制の充実を図ります。あらゆる取り組みと人材の連携を強化し、包括的な支援ができるよう推進してまいります。 なお、ご心配いただいております、安全確保につきましては研修の機会や通報設備等を設置し、相談窓口の安全性の確保に努めています。
6	第8章 自殺対策計画	98 ～ 105	相談者をたらい回しにするようなことだけは決してなさらないように願います。	B	関係機関のネットワークの強化に取り組み、相談者を適切な相談窓口に繋げるよう支援していきます。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見（原文）	取扱区分	市の考え方
7	第7章 食育推進計画	88 ～ 97	<p>国内では高温障害でコメが白濁して、品質が悪化。海水温が上がり、サケやサンマが大不漁です。北海道の昆布も、数年もしたら取れなくなるのではないかと、乾物問屋が嘆いています。このほかにも日本の食料、芦屋のこどもたちが影響を受けうる食糧問題は数えきれないほどあると思います。気候危機による影響が表れているのですが、世界的な干ばつがもたらすのは小麦やトウモロコシなどの危機です。食料自給率が38%の日本では、小麦などが入ってこなくなると、一気に食糧危機が訪れます。そうした気候危機や食糧自給率問題に触れずして、日本の食育はありえるのでしょうか。地産地消、バランスよく、「持続可能な食」などという言葉が空文句になりはしないのかという危惧があります。食育という命に係わる事の計画ですから、現実をしっかり見つめ、気候危機や食糧自給率問題にまで踏み込んだものにして、こどもたちの未来と一緒に考えるものにしていただきたいと思います。</p>	B	<p>市民が健全な食生活を送るためにには、その基盤として持続可能な環境が不可欠であり、国や県、関係団体と一体となって、食を支える環境の持続に資する食育を推進することが必要です。</p> <p>本市の学校給食では、新たに、海洋改善保護やSDGsに貢献できる取組を進めています。9月にはセイラーズフォーザシーとの協定を結び、ブルーシーフードについて触れる中で、こどもたちが、給食を通じて、海洋環境保護の意識や世界情勢等、幅広く学んでいくことをめざしていきます。今後も、可能な限り取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>引き続き、国や県、学校、教育委員会等と連携を図りながら、こどもや家庭に対する食育を周知、推進していきます。</p>
8	計画全般	－	<p>健康づくりプランあしやに欠かせないものが、芦屋健康福祉事務所の存在ではないでしょうか。県の計画では、宝塚に移し、芦屋には窓口程度しか残さないということになっています。現在この計画は凍結されていますが、いつ解凍されるかわからない状況です。感染症、母子父子寡婦保健、精神保健など「健康づくりプラン」のなかで市民のために多くの力を発揮していただいている。芦屋市にとって必要な健康福祉機関ですので、芦屋市民のためにもなくならないように、必要な施設だということをしっかりと明記していただきたい。コロナの時にも芦屋に健康福祉事務所（保健所）があることがどんなに大きかったかと思います。市民の健康願いこの計画には必要なことかと思います。</p>	D	<p>「健康づくりプランあしや」においては、市が主体的に取り組む内容を記載しております。本市でも健康福祉事務所との連携は不可欠と考えていることから、計画の策定・推進についてご助言をいただいております。</p>

番号	該当箇所	頁	市民からの意見（原文）	取扱区分	市の考え方
9	第6章 健康増進計画	77	「公共の場やレストラン等における禁煙を守りましょう」とあるが、全ての公共の場が禁煙になることは禁煙を強制されているような記載となっているので、おかしい。	D	本市の受動喫煙対策は、県の受動喫煙の防止等に関する条例に基づき、実施しております。県条例の対象施設では、「禁煙」と規制されています。対象施設として、代表的なものとしては、保育所、幼稚園、認定こども園、各種学校、病院、診療所、クリニック、薬局、官公庁施設、金融機関、図書館、映画館、飲食店、ショッピングモール等があります。いわゆる一般的に公共の場とされる場所は、「禁煙」と規制されておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。
10	第6章 健康増進計画	77	「生活習慣病のリスクを高める喫煙をやめましょう」とあるが、喫煙するかどうかは個人の自由であり行政にやめろと言われるのは強制でありおかしい。	D	がん、脳血管疾患、心臓病等の生活習慣病等の発症の要因にたばこの煙が深く関わっており、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかとなっており、「生活習慣病のリスクを高める喫煙をやめましょう」として掲載しています。
11	第6章 健康増進計画	78	たばこを吸っている人の割合目標が男性13%以下、女性3%以下であるが、根拠はいかなるものか。他の自治体と比較しても異常に低いように感じ大いに違和感がある。	D	目標指標②タバコを吸っている人の割合は、本計画策定の際、市民の方を対象に実施した、「健康づくりに関するアンケート」結果によるものです。
12	第6章 健康増進計画	78	78頁、行政の取組に「公共施設の敷地内禁煙を進める」を加えて下さい。市役所の煙ダダ漏れ喫煙所を撤去し、受動喫煙対策の徹底を行政が率先垂範すべき。	D	本市の受動喫煙対策は、県の受動喫煙の防止等に関する条例に基づき、実施しております。県条例では、官公庁施設の必要な対応として、敷地内・建物内のすべてを禁煙としていますが、屋外喫煙場所の設置は含まれておりません。本計画の行政の取組では、喫煙・受動喫煙が身体に及ぼす影響についての啓発を推進するとともに、喫煙者に対する禁煙指導に注力してまいります。

番号	該当箇所	頁	市民からの意見（原文）	取扱区分	市の考え方
13	第6章 健康増進計画	78	78頁、目標指標2の「タバコを吸っている人の割合(成人)」とある「成人」は「20歳以上」に訂正されたい。 18歳以上と紛らしい。	A	タバコと飲酒に関する目標指標においては、「成人」を「20歳以上」の表記に改めます。